

## 経営事項審査の項目基準改正に伴う再審査について

「建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部改正」（平成28年8月1日付（国土交通省告示第911号））により、登録基礎ぐい工事試験及び登録解体工事試験に合格した者は、技術職員として加点されることとなりました。

つきましては、再審査等の取扱いを以下のとおり定めましたのでお知らせします。

### 1 審査基準の改正概要

#### (1) 「登録基礎ぐい工事試験」に合格した者

一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会の行った平成27年度の基礎施工士検定試験に合格した者については、とび・土工事に係る一般建設業の主任技術者の要件の一つに位置づけられたことから、経営事項審査においても、既合格者を加点对象（2点）とします。

#### (2) 「登録解体工事試験」に合格した者

公益社団法人全国解体工事業団体連合会の行った平成17年度までの解体工事施工技士資格試験及び平成27年度までの解体工事施工技士試験については、解体工事に係る一般建設業の主任技術者の要件の一つに位置づけられたことから、経営事項審査においても、既合格者を加点对象（2点）とします。

### 2 再審査の申し立て方法

経営事項審査のうち、経営規模等評価（技術者名簿）の基準が改正されたため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第20条第2項の規定に基づき、改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業者については、再審査を申し立てることができます。

- (1) 対象者 再審査の申し立てをする日において、有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を有する建設業者。（審査基準日から1年7ヶ月以内）
- (2) 実施方法 再審査の申し立ては、通常の経営規模等評価と同様に、審査会場で対面方式による書類審査（事前審査・本審査）を実施します。郵送による受付は行いません。
- (3) 再審査手数料 無料
- (4) 受付期間 平成28年8月1日（月）から11月28日（月）までの120日間  
ただし、審査を円滑に進めるために、平成28年9月から11月の指定する日（次表）により、書類の審査及び受付を行います。審査日については、申請者の決算月による指定はしませんので、都合のよい日に御来場ください。（予約不要）。

審査会場	日程
下田土木事務所	9月5日（月）、9月6日（火）、11月7日（月）、11月8日（火）
熱海土木事務所	9月8日（木）、11月10日（木）
沼津土木事務所	9月2日（金）、9月15日（木）、10月18日（火）、11月17日（木）
富士土木事務所	9月9日（金）、11月21日（月）
静岡土木事務所	9月14日（水）、10月7日（金）、11月25日（金）
島田土木事務所	9月26日（月）、10月26日（水）、11月16日（水）
袋井土木事務所	9月27日（火）、10月14日（金）、11月14日（月）
浜松土木事務所	9月12日（月）、10月5日（水）、10月19日（水）、11月4日（金）

### 3 受付時間（審査時間）

9：00～12：00 13：00～15：00

※下田土木事務所の9月5日（月）、11月7日（月）は午後のみ、9月6日（火）、11月8日（火）は午前のみとします。

### 4 提出書類・提示書類

○提出する書類

	提出書類	部数	注意事項
①	「経営規模等評価再審査申立書」	正本1部 副本1部	・本紙、別紙二、別紙三 （通常の「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」と同一の様式です。） ・「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（写）（現在有効で最新のもの） ・経営状況分析結果通知書（写） （再審査の対象となる「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」に添付されているもの）

○審査会場に持参し提示する書類

	提示書類	注意事項
②	建設業許可申請書（控）	再審査申立書の提出時点で有効なもの
③	再審査の対象となる「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」（控）	建設業課の受付印が押印してあるもの
④	○「登録解体工事試験」（コード060） 登録技術試験合格証明書、合格証明書等（既合格者）	・「登録解体工事試験」については、 <u>解体工事業の許可を受けて経審を受審している場合のみ審査対象とします</u>
	○「登録基礎ぐい工事試験」（コード040） 登録技術試験合格証明書、合格証明書等（既合格者）	・「登録基礎ぐい工事試験」については、 <u>とび・土工工事業の許可を受けて経審を受審している場合のみ審査対象とします</u>
	（以下は技術職員を追加記載する場合のみ） ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し又は雇用保険被保険者証（公共職業安定所長発行のもの）の写し ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）（健康保険証（写）） ・源泉徴収簿又は賃金台帳	詳細は申請要領23ページ参照

### 5 「経営規模等評価再審査申立書」の記入方法

「経営規模等評価再審査申立書」の記入にあたっては、改正に係る項目及び以下に掲げる項目以外は再審査の対象となる「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の内容をそのまま転記してください。

- (1) 「申請時の許可番号」（項番02）は、再審査の申立て時に有効な許可番号を記入してください。
- (2) 「申請等の区分」（項番05）は、「4」を記入してください。
- (3) 項番07～14は再審査の申し立て時点の内容を記入してください。
- (4) 「審査結果の通知番号」は、旧結果通知書の右上の「行政庁記入欄」に記載された番号（「22-00××××」と表示された番号）を記入してください。
- (5) 「審査結果の通知の年月日」は、旧結果通知書の通知年月日（※結果通知書の左下に表示）を記

入してください。

(6)「再審査を求める事項」は、「平成28年8月1日施行の改正に係る事項」と記入してください。

(7)「再審査を求める理由」は、「制度改正のため」と記入してください。

## 6 注意事項

今回の再審査は希望者のみ受け付けます。再審査を受審しない場合は既存の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が有効となります。

本改正に伴う総合評定値の変化が見込まれない者については、今回は再審査を受審することが出来ません。